

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度 財務会計システム保守運用業務	令和6年4月1日	富士通Japan 株式会社 兵庫公共ビジネス部	7,588,680	情報処理システムの保守運用業務であり、開発業者及び当該業者から技術指導を受けた者でないと維持管理（保守、運用支援等）ができず、履行可能な者が1者に特定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL078-381-8649)
水道標準プラットフォームによる台帳アプリケーション提供業務	令和6年4月1日	株式会社JECC	3,039,300	委託予定先は当該プラットフォームの提供事業者であり、台帳アプリケーションの製作元でもある。当該業務を行うには、当該プラットフォームの利用が不可欠なため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL078-381-8649)
神戸市水道局ホームページ保守運営・企画広報業務	令和6年4月1日	株式会社イディー	3,300,000	令和2年度の新規ホームページ制作公募時に、引き続き保守管理を依頼することで業務を滞りなく行うこと、ホームページのビジュアルにあった企画を行うことでホームページ全体の統一感を持ってコンテンツを充実させることを目的として、制作の委託先となった事業者により、本業務を令和7年度まで契約できることを公募条件としたため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL078-381-7443)
水道局管財管理システム改修業務	令和6年4月1日	株式会社日立システムズ関西支社	2,860,000	本件業務は既存システムの改修であり、本システムを構築し、内容を熟知した当該業者でなければ改修目的の達成に必要な機能や要件を定義し、それを実現するための設計業務を行うことができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL078-381-7836)
健康診断（人間ドック受診者分）	令和6年4月1日	神戸市職員共済組合	職員定期健康診断 7,190円/件 前立腺がん検査 500円/件 職員婦人科（乳がん） 検診 1,000/件	神戸市職員共済組合は地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の掛金（保険料）と事業主等の負担金により短期給付、長期給付、福祉事業の3つの事業を運営している。このうち福祉事業の一環として、組合員や被扶養者の疾病予防のため人間ドックや特定健診などの健診事業を実施しており、費用助成による負担軽減や受診医療機関数の多さ等から毎年約250名が利用し、職員の健康管理に大きく寄与している。人間ドックの受診項目は事業者が実施義務を負う法定の定期健康診断項目を網羅しており、人間ドックの受診結果を把握することにより法定健診を兼ねることができる。委託金は法定検診の費用相当分のみであるため安価であり、最も効率的かつ効果的に実施することができる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL078-381-8167)
水道施設場内管理監理業務	令和6年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	16,461,500	・本業務には、重要な水道施設内での作業を含み、不衛生行為の禁止やセキュリティの確保といった水道法等の関係法令及び本市水道施設の理解が必須となり、一定の専門性が求められる。 ・本業務は、予算や執行状況を考慮し、地域住民からの要望と局の所管事業所の意向を調整し、作業の実施時期や範囲を計画する必要があるため、知識・経験が求められる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局技術企画課 (TEL381-9586)
水道施設場内防草対策業務	令和6年5月9日	(一財) 神戸市水道サービス公社	94,468,000	・優先的に防草対策する施設の抽出や施設内の対策場所の選定など維持管理に係る方針の検討を含む業務であり、かつ重要な水道施設内の工事のため、埋設管や構造物、電気設備等を損傷することのないよう、適切な工事監理が必要であり、本市の水道事業や水道施設に対する深い理解や知識を要する。 ・工事発注に伴う積算技術や入札方法について公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託が必要のため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局技術企画課 (TEL381-9586)

委託契約における特命随意契約の結果について

令和6年度第二神明道路内他残置管処理工事監理等業務	令和6年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社	121,286,000	本業務は公共工事の発注事務等を含むため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第21条の規定条件を備えるものへ委託を要する。 交通量が多い、第二神明道路内の工事であり、現場制約が多い中での施工経験や大口径送水管の廃止処理に関する知識と専門性が必要である。また、供用中の管路を損傷すること無いよう適切な工事監理が求められることから、水道工事の技術に加え、本市水道施設の特徴を熟知している必要がある。 道路管理者など関係機関との協議や申請等を水道局に代わり円滑に進めることが求められる。 (根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	水道局技術企画課 (TEL381-9586)
産業廃棄物埋立処分業務	令和6年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター	2,702,700	・委託予定先は広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された団体であり、大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。 ・本市についても、同センターとの間で締結した基本協定書（昭和60年4月1日付け）において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託すると規定しており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外にないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局技術企画課 (TEL381-9586)
コンビニエンスストア収納事務委託	令和6年4月1日	(株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブンイレブン・ジャパン 山崎製パン(株) (株)しんきん情報サービス	(支出予定額) 77,420,000	お客さまの利便性を考慮し、神戸市内に広く店舗展開しているコンビニエンスストアを選定する必要があるため。また、既に局の電子計算機処理システムとの連携を行っており、継続してお客さまサービスを提供することができる事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL797-5555)
水道事業に係る収納データ作成等委託	令和6年4月1日	(株)さくらケーシーエス	(支出予定額) 6,864,000	指定金融機関である三井住友銀行系列情報システム会社のさくらケーシーエス以外に、系列グループ会社においても同様の業務が可能な会社はないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL797-5555)
上下水道料金等口座振替伝送業務委託	令和6年4月1日	(株)さくらケーシーエス	(支出予定額) 6,281,000	確実に口座振替依頼を可能にするため、指定金融機関である三井住友銀行系列情報システム会社のさくらケーシーエスが、当該業務にかかるシステムを改修・構築しており、同社以外に当該業務が可能な会社はないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL797-5555)
指定納付受託者による水道料金等のクレジットカード決済に係る納付業務委託	令和6年4月1日	三井住友カード(株) (株)ジェーシービー (株)クレディセゾン イオンフィナンシャルサービス(株) (株)ジャックス	(支出予定額) 44,555,000 不課税	当該業者は、地方自治法等で定める指定納付受託者の要件を満たす業者であり、指定代理納付制度時代からの実績もある。また、平成23年度の業務開始以後、当該業者のほかに当初の公募条件を満たす内容で本業務への新たな参入希望がなく、上記要件等を満たす業者は当該業者しかないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL797-5555)
水道料金等のクレジット継続払い受付及び決済に係るデータ処理業務委託	令和6年4月1日	(株)エフレジ	(支出予定額) 15,204,000	当該業者は当該業務を行うために本市専用のシステムを構築しており、また、営業オンラインシステムも当該業者との連携を前提に構築しており、当該業務を履行できる唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL: 797-5555)

委託契約における特命随意契約の結果について

インターネット口座振替契約受付サービスの取扱業務	令和6年4月1日	㈱三井住友銀行	(支出予定額) 1,540,000	Web 口座振替契約受付サービスを利用する際は金融機関との契約が必須となり、特定の金融機関と契約しなければ本サービスが利用できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL: 797-5555)
水道料金等のWeb口座振替受付サービス業務	令和6年4月1日	ヤマトシステム開発㈱	(支出予定額) 3,300,000	地方公共団体に向けた総合行政ネットワーク (LGWAN) を活用したネットワーク口座振替受付サービス (ネットワーク口座振替受付ゲートウェイ) を利用したサービスはヤマトシステム開発㈱しか対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL: 797-5555)
帳票作成及びデータ伝送による納付書等印字圧着発送業務	令和6年4月1日	共同印刷西日本㈱	4,632,210	現に契約履行中の受注者に履行させることにより、経費の削減が確保できるほか、安全・円滑かつ適切に業務を履行することが確保することができるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当)	水道局営業課 (TEL: 797-5555)
水道局お客様サポートシステム機能拡張 (WEB決済機能) 業務	令和6年8月5日	㈱第一コンピュータリソース	28,655,000	お客様サポートシステムのお客様サポートの機能を拡張して、WEB決済及び口座振替事前通知及び支払済通知書を一括発行するため、システム内容を熟知している当該システム開発業者しかいないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局営業課 (TEL: 797-5555)
各所水管橋塗替え工事監理等業務	令和6年5月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	67,100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 ・優先的に塗装する水管橋の抽出など維持に係る方針の検討や工事場所選定を含む業務であり、また、施工に際しては、水道施設の塗装に係る独自規格である WSP-009 に基づいた指導を要するなど、神戸市の水道事業や水道施設の特徴に深い理解を要する。 ・以上より、工事発注に伴う積算技術や入札方法について公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規程条件を備え、且つ水道施設管理に係る業務に関して高い専門知識を有するものへの委託が必要なため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局配水課 (TEL: 078-958-7688)
給・配水管路情報データ提供業務	令和6年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	8,426,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務では、市内全域の給・配水管路情報や利用登録者の情報等を取り扱い、また、情報提供時の市民からの質問等にはきめ細やかな対応をしなければならないことから、情報管理の徹底と神戸の水道事業に対する深い理解の双方を要する。 ・業務に利用する閲覧機器は、本市の管路情報システムに接続するため、本市のシステムや情報セキュリティに対する高い理解を要する。 ・加えて、インターネット閲覧システムは水道サービス公社の HP 上で稼働するシステムである。 ・このことから、本業務は情報管理体制の徹底が担保され、且つ神戸の水道事業や管路情報システムに精通するとともに、インターネット閲覧システムの操作、メンテナンスが可能なものに委託する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	水道局配水課 (TEL: 078-958-7688)

委託契約における特命随意契約の結果について

水道施設維持管理業務	令和6年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	132, 313, 500	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は配水場等の重要施設内での作業を含んでおり、本市水道施設の構造（施設基準、構造及び材質、関連指針）や水道法など関係法令への理解が求められる。 ・また、漏水調査業務の遂行にあたっては、本市の配水管網や属具の配置箇所のみならず、本市の漏水調査の方針や計画立案等に精通していなければならない、一定の専門性が必要とされるため。 ・本業務では、本市の水道施設管理に係る業務や漏水調査業務の双方に関して、高い経験と理解が必要であり、業務に当たるものには、水道局職員と同等の能力を有することが求められる。 ・また、大口径管路の漏水調査業務については、民間事業者への発注事務を含めて委託しており、水道局と同等の機密保持と公平性をもって発注手続きを行う必要がある。 ・加えて、漏水調査業務及び施設巡回点検業務、水栓操作補助に係る調査の一連の業務を期間通じて効率的、且つ安定して運営できる体制を有することも必要となる。 ・加えて、業務には漏水調査業務の長期的な計画立案や水栓操作業務に係る今後の在り方など、政策立案に影響する業務も含まれるため、公平中立な業務執行が期待できる準公的機関に委託することが適切である。 ・このため委託先候補には、本市の水道施設管理に係る業務や漏水調査業務の双方に関して水道局職員と同等の高い経験と理解が必要であると同時に、一連の業務を期間通じて効率的、且つ安定して運営できる体制を有することも必要となる。 ・加えて、業務には本市の水道施設の維持管理に係る今後の在り方など、政策立案に影響する業務を含むため、公平中立な業務執行が期待できる機関への委託が必要である。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当） 	水道局配水課 (TEL078-958-7688)
令和6年度神戸市水道システム再構築計画立案システムサポート他業務	令和6年7月16日	株式会社管総研	15, 840, 000	<p>現在、使用している P-DES は、水道局と管総研が共同開発したシステムである。本業務を遂行するためには、①当該システム全体の状況を把握し遠隔に運用できること、②データ構造等に精通し不具合への対応など円滑に遂行できること、などが挙げられる。これらの要件を満たしている唯一の者である。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）</p>	水道局配水課 (TEL078-958-7688)
メーター管理及び給配水資材等管理業務	令和6年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	69, 586, 000	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の施行には、水道メーターや給配水資材など水道局の資産を管理するため、営業オンライン端末や財務会計端末（市外部には新たに設置できない）等を取り扱うことや、水道局に代わって水道料金徴収の基礎となる水道メーターの不具合対応など専門性が高い内容をお客さまへ分かりやすく説明を行うなど、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の施行に不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当） 	水道局配水課 (TEL078-341-2801)
神戸市工業用水道における令和6年度水道メーター更新監理業務及び令和7年度メーター更新箇所調査業務	令和6年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	<p>総額8, 107, 440円 単価契約 新規ユーザー向けメーター等設置管理業務1箇所につき524, 051円 故障メーターの取替等管理業務1箇所につき524, 051円 休日夜間作業監理対応増料金1箇所につき97, 086円</p>	<p>メーター取替時は、バルブ操作を行うため赤水発生恐れがあり、豊富な経験が必要である。また、作業計画の立案、作業の進捗管理、苦情要望対応など特に丁寧なユーザー対応が求められる。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有し、確実に業務を履行できるのは、委託予定先以外にないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）</p>	水道局配水課 (TEL078-341-5606)

委託契約における特命随意契約の結果について

工業用水道 水量遠隔監視システムサーバー運用保守管理業務	令和6年4月1日	株式会社KWS	総額7,750,600円	令和5年度にIP-VPNに対応した通信機器に交換する計器盤改造を施工しており、水量遠隔監視システム再構築業務（システムの構造及びサーバーの運用）について熟知しているため、確実に運用管理が行えるのは、システム開発者である委託先候補以外にないため、随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-5606）
神戸市工業用水道 令和6年度計器盤保守点検業務	令和6年4月1日	株式会社KWS	7,018,000円	本業務は、工業用水道の使用水量を計測する計器盤の保守点検を行うもので、本市既設の計器盤の構造を熟知している必要がある。したがって、本業務を確実に施工できるのは、令和6年度に予定している計器盤改造業務を受託する委託予定先以外にはないため、随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-5606）
神戸市工業用水道における工業用水受付センター運営業務	令和6年4月1日	（一財）神戸市水道サービス公社	①総額11,264,000円 ②単価契約 業務時間外出動1件につき88,055円	本業務は、ユーザーの企業情報である工業用水利用水量及び利用料金等の情報を収集し、営業オンライン端末等を扱う料金調定・請求に関する業務が含まれており、高い公共性や水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の遂行に不可欠な要素を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある委託予定先以外にないため、随意契約を締結するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-5606）
神戸市スマート申請にかかる水道局決済代行業務	令和6年4月1日	ソニーペイメントサービス株式会社	・月額基本料3,300円 ・非通過決済サービス月額利用料1,100円 ・毎月1決済あたり10円、取消若しくは金額変更等5円（単価に数量を乗じた額の10%の金額を加算） ・決済手数料率で算定した決済手数料	本業務は、e-KOBE のクレジットカード決済を運用する決済代行会社と連携する必要があり、競争入札に適さないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-1803）
給水装置工事申請におけるAIを活用した指定工事事業者による図面セルフチェックアプリケーションの検討・構築業務	令和6年8月19日	富士通Japan株式会社	29,900,420	当該業者は、職員の審査に利用するAI審査アプリを開発しており、システム内容を熟知している。本業務は、AI審査システムを改修して、AI審査アプリで学習済みのAIをインターネット環境に構築し、指定工事事業者が申請前にセルフチェックできるシステムを構築する業務である。業務の履行にあたっては、AI審査アプリのシステム内容を熟知している当該事業者でないと構築することが困難であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-1803）
令和6年度指定給水装置工事事業者の更新に関する業務委託	令和6年4月1日	（一財）神戸市水道サービス公社	4,585,900	本業務の実施に当たり、水道法等の関係法令への理解等、一定の専門性が求められる。また、更新手続きに関する指定業者への指導に際し、水道局の代理として公平中立な立場で対応することが求められており、確実に本業務を履行できるのは当該委託先以外にないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-5606）
給水装置工事AI図面審査アプリケーション運用保守業務	令和6年4月1日	富士通Japan株式会社	8,063,000	本業務は、既存のAIの追加学習を実施し、アプリに組み込む必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	水道局配水課 （TEL078-341-1803）

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>会下山グラウンド・ テニスコート市民開放業 務</p>	<p>令和6年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サー ビス公社</p>	<p>9,622,800</p>	<p>・業務の履行場所が現在供用中の水道施設内にあり、水質の安全性確保、施設の保安上の配慮、衛生上必要な措置を講じなければならず、市民開放業務を行うにあたり、水道局との迅速かつ的確な調整が必要であり、必然的に局と同等の関係法令に対する知識や経験などを併せ持つことが求められる。 ・毎月実施する抽選業務は、抽選の運営のみならず、抽選そのものに対する中立性・公平性が担保され、かつ利用者からの信頼を確保しなければならない。 ・市民からの問い合わせに対しては、市民開放に至るまでの経緯等も踏まえた上での適宜適切な判断・対応が求められる。 上記により、本業務を確実に履行できる者は当該委託先候補以外にはないため、随意契約をするものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	<p>水道局浄水統括事務所 (TEL351-2414)</p>
<p>唐櫃接合井建築施設維持 修繕工事 設計・工事監理 業務</p>	<p>令和6年4月9日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サー ビス公社</p>	<p>14,850,000</p>	<p>・配水場やポンプ場等の水道の重要施設内での工事を伴うため、水道法等の関係法令の理解や特別な専門性安全確保などを要する。 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下品確法) 第21条の規定によると、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとしている。今回、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用において、神戸市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる者に委託を実施することが求められる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	<p>水道局浄水統括事務所 (TEL351-2414)</p>
<p>管路情報管理システム整 備業務及び給水設計台帳 システム保守業務</p>	<p>令和6年4月1日</p>	<p>コンピューターシステム株 式会社</p>	<p>38,896,000</p>	<p>当該システムは、ドコモシステムズ(株)が開発(神戸市仕様にカスタマイズ含む)し、令和2年4月1日から当該委託先に権利譲渡が行われた為、現在、システムのアップデート等の作業を行うことができる唯一の者であり、競争入札に適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	<p>水道局北部水道管理事務所 (TEL078-958-5290)</p>